重 要 事 項 確 認 書

新

○利用申込み・利用調整について

1	「認定こども園・保育園等利用申込みのご案内（２・３号認定用)」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものとして対応します。
2	保育所等は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退所等により空きがある場合のみ利用調整を行いますので、希望する月に必ず利用できるとは限りません。
3	事前に利用を希望する施設の見学を行い、保育内容等をご理解した上でお申込みください。
4	０歳児クラスの利用において、利用を希望する月の１日時点で受入月齢に達している必要があります。
5	令和９年４月利用希望のうち転入予定で申込みされた場合、令和９年３月 31 日までに豊見城市に転入できない時は、施設利用の内定又は決定が取り消しとなります。
6	保育料等に未納があり納付相談がない又は分納計画を履行しない場合は、次年度の保育園等利用が継続できない可能性があります。
7	利用申込み後に、世帯状況・勤務状況等の変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明した場合、利用調整に影響し施設利用の内定や決定の取消又は退所となることがあります。
8	保育を必要とする程度の高いものから順次利用調整するため、締切日までに提出された書類を基に保育を必要とする程度を判断します。締切日後に提出された書類は、次回の利用調整からの審査対象となります。ただし、書類の不備や変更等により点数が下がる場合は、すぐに利用調整に反映します。
9	施設利用の内定は施設利用決定ではありません。内定後や決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断された場合は、利用できないことがあります。
10	入所申込書において「□希望する園に入園できない場合は、育休延長も許容できる。」にチェックを入れても、保育園等に空きがある場合は内定となります。

○施設利用について

1	育児休業からの復職を事由に申し込んだ方は利用開始月の翌月 20 日までに復職する必要があります。復職ができない場合、退所となります。また、育児休業が満期(育児対象児童が２歳になる月末まで)となる場合、翌月の保育を必要とする事由の提出がなければ退所となります。
2	求職を事由に利用している場合の利用可能期間は、年度において 90 日が経った月の月末までです。期間内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります。また、年度をまたぐ場合でも、利用可能期間は連続 90 日までです。
3	保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護を事由に利用している場合、提出された書類等に記載された期間内に更新書類等の提出がなく、その期間が終了したときは退所となります。
4	世帯状況や保育を必要とする事由が変更した場合は、原則変更から 14 日以内に書類を届け出てください。届け出がない場合、その事実が判明した時点で途中退所となることがあります。（勤務状況の変更、退職、求職等）
5	特別な事情がなく１ヵ月以上保育所等を利用していない場合、保育を必要とする事由に該当しないとして、退所となります。休園届を提出した場合でも３か月以上の休園は認めず、休園期間中に数日だけ登園した場合でも休園期間はリセットされません。
6	市外に転出した場合や保育園等入所要件を満たさなくなった場合は、利用希望期間に関係なく退所となります。

○保育料等について

1	保育料等の算定方法及び納付に関しては全てお読みになり、理解したものとして対応します。
2	年度途中で世帯状況が変わり保育料等が変更となる場合、その日の属する月の翌月から保育料等の変更を行います。（生活保護受給､婚姻､離婚､同居､別居､障がい世帯への変更等）※世帯の状況が変わった場合はその都度ご連絡ください。
3	所得の修正申告により、市町村民税額が変更された場合、変更した日の属する月の翌月から保育料等が変更となります。ただし、市町村民税額が変更となっても、保育料等が変わらない場合があります。
4	祖父母と同居している世帯の場合、どちらか一方（家計の主宰者）の市町村民税額を合算し保育料等を決定することがあります。
5	マイナンバーの記入がなく地方公共団体情報システム機構又は住民基本台帳より番号確認ができない場合や市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）の提出ができない場合は、課税情報が確認できないため保育料等が最高額になります。
6	納付期限を過ぎて保育料等が未納となっている場合は児童手当より保育料等を徴収することがあります。
7	３歳児クラス以上の利用料は無償化となりますが、別途給食費の負担があります。
8	保育料等の払い戻しについては、同年度分のみの対応となります。

○その他

1	４月利用調整及び支給認定申請に関する審査に時間を要することから、４月利用の教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書に対する支給認定証は、利用調整の結果とともに１月下旬頃に交付します。